

## 第2026回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和8年3月23日(月) 午後1時開会  
午後2時6分休憩  
午後2時11分再開  
午後3時15分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 日吉教育長、首藤教育長職務代理者、櫻井委員、今井委員、神山委員、小野委員、佐藤副教育長、小谷野教育総務部長、田中県立学校部長、吉田市町村支援部長、案浦参事、塩崎教育総務部副部長、平野総務課長(書記長)、小坂教職員課長、柴崎県立学校人事課長、中原小中学校人事課主任管理主事、荻原保健体育課長、田中生徒指導課長、阿部小中学校人事課長高久書記、三橋書記、大久保書記、星野書記、宮井書記
- 4 会議の主宰者 日吉教育長
- 5 会 議
- (1) 前回議事録の承認
- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
  - 日吉教育長が、神山委員を議事録の署名者に指名した。
  - 会議を公開しないこととする事項について  
日吉教育長が、第39号議案から第48号議案までの審議について、会議を公開しないこととする動議を提出  
全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
  - 日程の変更について  
日吉教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出

全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定

(2) 議事

第 3 2 号議案 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について

上程

平野総務課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第 3 3 号議案 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則について

上程

平野総務課長（提案理由、趣旨、内容、施行期日について説明）

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決
- 日吉教育長が、第 3 4 号議案及び第 3 5 号議案を一括して審議する動議を提出  
全出席委員がこの動議に賛成し、第 3 4 号議案及び第 3 5 号議案を一括して審議することを決定

第 3 4 号議案 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

上程

第 3 5 号議案 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について

上程

小坂教職員課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第 3 6 号議案 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則について

上程

小坂教職員課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第 37 号議案 学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則について

上程

小坂教職員課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第 38 号議案 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

上程

柴崎県立学校人事課長（提案理由、策定の趣旨、「学校における働き方改革基本方針」の実実施計画への位置付け、施行期日について説明）

今井委員 やはり働き方がとても問われているときだと思いますので、集計や改善などは大変だとは思いますが、先生方が働きやすい環境を整えていただけるよう、来年度以降も是非このような取組を反映してもらいたいと思います。

柴崎県立学校人事課長 しっかり取り組んでまいります。

日吉教育長 資料 3 ページ「5 フォローアップ（４）」について、各県立学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えたフォローの実施とありますが、市町村立学校はどのように対応されるのでしょうか。

中原小中学校人事課主任管理主事 市町村立学校におきましても、各市町村の教育委員会が服務監督教育委員会として業務量管理・健康確保措置実施計画を既に策定しており、令和 8 年 4 月 1 日に施行される予定です。

日吉教育長 県立学校の計画を参考に、市町村も計画を見直すという理解でよろしいでしょうか。

中原小中学校人事課主任管理主事 市町村に関しましても、県立学校と同じように指針に基づいて改定をしておりますので、同時期の計画の策定となります。

日吉教育長 各市町村においても同じような変更がなされるということですね。

中原小中学校人事課主任管理主事 そのとおりです。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 報告事項

第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）について

荻原保健体育課長（提出理由、第2期計画の概要、現行計画における県の主な取組と成果・課題、第2期計画の基本理念と基本方針、地域クラブ活動の推進に向けた県の取組、推進体制について説明）

櫻井委員 これからいよいよ第2期計画が始まる旨の説明がありました。地域クラブ活動を展開するに当たって、中学生が中心ですから、部活動や文化芸術活動を行うにしても大会に出ることやコンクールに出品することなどが、一つの大きなモチベーションになると思います。資料右下21ページ「4 第1期計画における県の取組状況（2）関係団体等との連携」において、地域クラブ活動に参加する生徒が参加可能な大会の裾野が広がったとありますが、通常、中学校の大会には中学校単位で出ていると思いますけれども、地域クラブとして中学校の大会に参加が可能になったという意味でよろしいのでしょうか。

荻原保健体育課長 委員おっしゃるとおり、中体連の大会にも地域クラブとして参加している例が、今増えつつあります。こちらは中体連においても調整をして、中学校の部活動と同じ大会に地域クラブとして参加しております。例えば柔道であれば、道場が地域クラブとして登録し、大会に参加する形になってきております。まだこれから裾野を広げていく段階でございます。

櫻井委員 やはり、このような活動に取り組んでいる子供たちは、何か目標があって初めて先を見据えることができると思います。その辺りについても不公平が生じないような形で、例えば優秀な子供たちだけを集めてチームを作る、一方は中学校単位となると不満などが出ると思います。その辺りも踏まえてよく検討して、第2期計画の推進を進めてもらいたいと思います。

神山委員 計画が第2期に入るということで、県内の小学生から高校生までの保護者に対してだいぶ浸透してきたと、日々保護者とお話させていただく中で感じて

います。その中で、現場の声として知っていただきたいことが二つありますのでお伝えいたします。1点目は、資料4ページ「3 取組の方向性」にある生徒等のニーズの反映のところで、地域展開を実施する市町村を増やしていく、また、市町村の中で実施できるクラブチームを増やしていくことはとても大事だと思っており、運動部の場合、集合場所が非常に遠くなることが不公平さを生むのではないかと感じています。集合場所まで徒歩で行けるのか、自転車で行くのか、バスで行くのかということは子供たちにとって非常に大きな課題ですし、子供たちを支える保護者にとっても大きな課題だと考えます。また、気候変動の影響で運動部の夏の集合時間が非常に早いということを、いろいろな子供たちから聞いています。活動時間が前倒しになっている部活動が多いと聞いていますので、例えば集合が6時の場合、1時間かけて来る子供は5時に家を出なければいけません。地域クラブ活動が限られると、集合場所に行くまでの負担がとて増えるのではないかと保護者の話を聞いていても思いますので、より多くの参加クラブチームができると良いのではないかと感じております。2点目は、同じ資料の真ん中にある、障害のある生徒の活動機会の確保について、障害の特性に応じた配慮を進めていただけることは非常に良いことだと思いますが、障害と言っても非常に広いと思います。身体的な障害はなく、発達特性や知的な発達障害のある、障害の程度が軽い子供は、例えば中学校ですと、支援学級に在籍しているような子供が、支援学級に在籍しながら通常学級の子供と一緒に部活動をしている話を聞きます。その子供が高校に進学して分校に行くと、部活動に参加できないなどと言われていきます。障害特性に合わせた活動機会の確保がなかなか難しい子供もいるようですので、障害に配慮することも必要ですし、通常学級の子供と一緒に活動できる子供はなるべく一緒に参加していける体制ができれば良いと思いましたので、検討をお願いします。

荻原保健体育課長 まず1点目につきまして、確かに多くのクラブチームができれば、自分の居住地から近いところで好きな活動ができることにつながりますので、まずはそれが理想であるかと思いますが、なかなかそのようにならないところもあろうかと思えます。そちらにつきましては、委員おっしゃるように、自転車や

徒歩ではなかなか行けずに、現時点では送迎が必要なケースもあろうかと思えます。このような課題につきましては、全国的な課題ともなっておりますので、全国での好事例などを研究しながら対応できるよう検討してまいります。2点目の障害特性につきましては、こちらの方針として、なるべく障害の有無にかかわらずというような基本理念もございます。一方で、今までは学校種等で大会を行っているところもございますので、その辺りをどのようにうまく落とし込んでいくのかについては、国の方針等もよく見極めながら対応できるよう検討を進めてまいります。

小野委員 部活動の地域展開と言うときに、とにかく運動部をイメージして好事例の発信等も行われるかと思えます。その部分について、生徒の活動機会の保障・拡大ということであれば、比率ということではありませんが、文化部ももう少し具体的なことを入れても良いのではないかと思いました。現行計画における県の取組について、資料3ページに取組事例がありますが、表の下の※印に、ニュースポーツ、ダンス、英会話、プログラミング等とあります。これまでのいわゆる部活動をイメージしたときに思い描くような活動以外の、正に新しい生徒のニーズ、あるいは、社会のニーズに応じた形のを新たに取り込んでいく、そして拡大していくという路線も並行してあっても良いのではないかと思いましたので、一つ意見、感想として付け加えさせていただきます。

今井委員 昨年はこちらの取組について、様々なシンポジウムに出させていただいております。今、県のウェブサイトを見ておりますが、地域展開のページが、ウェブサイトの下層に入ってしまったっております。もうお気づきだとは思いますが、もっと人の目に触れるようにした方が良いと思います。今は、教育委員会のトップページがあり、保健体育に入り、地域展開に入り、そこからやっと思えるような感じになっておりますので、もう少し上の階層にあった方が良いと思います。せっかく令和8年度から第2期計画が始まりますので、ウェブサイトの発信場所も検討していただくことで、このような取組を行っていることを、県民の方や指導者になろうと思っている方にも目に留まるのではないかと思いますので、是非検討をお願いします。

荻原保健体育課長 見やすさについて、改善を図ってまいります。

日吉教育長 来年度の予算事業について、議会で予算がお認めいただければ、部活動地域展開コーディネーターの配置を予定しておりますが、その方の役割を教えてください。

荻原保健体育課長 コーディネーターの方には、特に今進捗に課題があるところに行っていただき、市町村からもう一度課題を聞き取っていただきます。その上で、例えば関係団体とどのように連絡をしたらよいのか分からないということであれば、関係団体との橋渡しになっていただくことを考えております。また、人材確保が難しい場合は、こちらも関係団体との橋渡しに近い部分もありますけれども、人材を持っていらっしゃる団体を回っていただき、そこと自治体とをつないでいただく、あるいはそこから情報を伝えていただく、そのようなこともお願いしたいと思っております。また、なかなか施設などの資源が無いということについても、例えば隣の市町村との連携など、そのような情報を提供してもらおうといった役割をしていただきたいと思いますと考えております。

日吉教育長 そのような意味で、先ほど神山委員や小野委員から御指導いただいたように、様々な中学生のニーズに対して、場所の提供や文化部も含めたいろいろな新興団体、活動場所の掘り起こしと言いますか、そのようなものを広げていくところも、コーディネーターの方に行っていただいても良いのではないかと思います。是非しっかり活用して、この先進められるようにしていただきたいと思います。

#### (4) 次回委員会の開催予定について

4月10日（金）午前10時

#### <非公開会議結果>

##### 議事

第39号議案 埼玉県社会教育委員の任免について

上程

社会教育法及び埼玉県社会教育委員に関する規則の規定に基づき、埼玉県社会教育

委員の職を解くとともに、補欠の委員を委嘱することを決定しました。

第40号議案 埼玉県生涯学習審議会委員の任免について 上程  
生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律及び埼玉県生涯学習審議会条例の規定に基づき、埼玉県生涯学習審議会委員の職を解くとともに、補欠の委員を任命することを決定しました。

第41号議案 埼玉県いじめ問題調査審議会委員の任命について 上程  
埼玉県いじめ問題調査審議会規則の規定に基づき、6名の委員を任命することを決定しました。

第42号議案 教職員の懲戒処分について 上程  
交通事故を起こした深谷市の公立小学校の女性養護教諭（42歳）に対して、1か月間、給料の月額額の10分の1を減給する懲戒処分を決定しました。

第43号議案 教職員の懲戒処分について 上程  
非違行為を行った西部地区の公立中学校の男性教諭（37歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第44号議案 教職員の懲戒処分について 上程  
非違行為を行った日高市立高麗小中学校の男性教諭（55歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第45号議案 教職員の懲戒処分について 上程  
非違行為を行った所沢市立北中小学校の男性教諭（26歳）に対して、6か月間、給料の月額額の10分の1を減給する懲戒処分を決定しました。

第46号議案 教職員の人事について 上程  
引き続き任用しておくことが適当でない条件付採用期間中である教諭に対して、免職する処分を決定しました。

第47号議案 教職員の人事について 上程  
令和8年4月1日付け埼玉県公立小・中学校等の校長の人事異動を決定しました。

第48号議案 教育局等職員の人事について 上程  
令和8年度当初教育局等職員の人事異動を決定しました。